

売却方法について

岩出市地域土地再生事業に係る下記物件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、岩出市財務規則（平成18年岩出市規則第33号）第82条、及び岩出市普通財産売払事務取扱要綱（平成17年岩出市要綱第28号）第4条第9号の規定に基づき、次のとおり売払いを行う。

なお、本件にて記載する事項及び様式等については、岩出市普通財産売払事務取扱要綱によるものとする。

1 売払い対象物件について

※「物件調書」に記載のとおりとする。

2 申請方法等について

（1）申請資格

以下の条件をいずれも満たす法人又は個人で、連名での申請も可能とする。

ア 岩出市普通財産売払事務取扱要綱第5条第1項の各号に該当しないこと。

（2）申請書類提出方法

ア 提出期限 令和8年7月31日から令和9年3月31日まで（随時）

午前9時00分から午後5時30分

（ただし、閉庁日は除く。郵送の受付は行いません。）

イ 提出先 岩出市役所 事業部都市計画課 岩出市西野209番地
0736-61-6938（直通）

ウ 提出書類 （ア）普通財産譲渡申請書

（イ）個人：住民票の写し（連名の場合は全員の分）

区・自治会：認可地縁団体告示事項証明書

（ウ）個人：印鑑証明書（連名の場合は全員の分）

区・自治会：認可地縁団体印鑑登録原票

（エ）身分証明書又は身分を確認できる書類

（区・自治会にあっては不要）

※本籍地の市役所で取得できます。

（オ）納税証明書（岩出市税に係る未納がない旨を称する書類）

（カ）その他、必要と認められる書類

（3）買受人の決定方法

普通財産譲渡申請書には、予定価格以上の買受希望金額を記載することとし、先着順に決定する。

3 契約条項を示す場所及び期間に関する事項について

（1）契約条項を示す場所 申請書類提出先と同じ

（2）期間に関する事項 申請書類提出期間と同じ

4 入札保証金、契約保証金及び売買代金に関する事項について

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 売買代金

契約を締結した者は、契約書に定める期限までに売買代金を納付しなければならない。

5 議会の議決に関する事項について

本売払の契約締結については、岩出市議会の議決は不要です。

6 契約の締結について

売却決定日から10日以内に、市有財産売買契約書により契約を締結するものとする。印紙等の契約締結にかかる費用は、買受人の負担とする。

7 所有権の移転について

買受人が売買代金を完納したときに移転するものとする。また、所有権移転登記は市で行うものとする。ただし、登記に係る登録免許税等は買受人の負担とする。

8 契約不適合責任について

買受人に対し、消費者契約法などの強行法規に反しない限り、一切の契約不適合責任を負わないものとし、本件目的物が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求することができない。また、契約不適合の通知期間は3か月とする。

9 各種調査

本物件について、地質・構造調査、地下埋設物調査、地盤調査、埋蔵文化財調査、土壤汚染調査、PCB調査等は行っておらず、敷地内に工作物や樹木等がある場合も、現有姿での引き渡しとする。

引き渡し後の問題の処理や調査については、買受人の負担とする。

10 用途制限

売払いを受けた物件を次に掲げる事業の用に供することはできない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所

(4) 宗教活動